

# 定 款

株式会社まちづくりとやま

# 株式会社まちづくりとやま定款

## 第1章総則

(商号)

**第1条** 当社は、株式会社まちづくりとやまと称する。

(目的)

**第2条** 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 都市開発に関する企画、調査、設計及びコンサルタント業務。
- (2) 市街地の商業振興を図ることを目的として行う、会社・個人経営に対する経営、販売促進、財務等に関する指導及び情報の提供業務。
- (3) 富山市内の駐車場において共通して使用することのできる駐車サービス券の発行及び料金精算等の運営に関する事業。
- (4) 商店街振興組合その他商店街活性化を目的とする組合・会社などの財務書類の作成及び決算に関する事務、文書作成業務の受託。
- (5) 各種イベントの企画、運営。
- (6) 商店街が販売促進のためにする共同事業に関する企画、調査及び運営の受託。
- (7) 土地、建物の有効利用に関する企画、調査、設計及びコンサルタント業務。
- (8) 不動産の売買、交換、賃借及びその仲介並びに所有、管理及び利用。
- (9) 駐車場、会議施設、コミュニティーセンター等の商業基盤施設の整備、企画、建設、運営。

- (10) 共同店舗、集合店舗等商業施設の企画、建設。
- (11) 工芸品、食料品、日用品雑貨の販売。
- (12) 飲食店業。
- (13) 書籍、印刷物の企画制作及び出版並びに販売。
- (14) 損害保険及び自動車損害賠償保障法に基づく保険の代理業。
- (15) コミュニティーバスの運行。
- (16) 前各号に付帯し、又は付随する一切に事業。

(本店の所在地)

**第3条** 当社は、本店を富山県富山市に置く。

(公告の方法)

**第4条** 当社の公告は、官報に掲載して行ふ。

## 第2章 株 式

(株式の総数)

**第5条** 当社の発行する株式の総数は2,400株とし、すべて額面株式とする。

(株券の種類)

**第6条** 当社の株券は、1株券、5株券、10株券、20株券、50株券及び100株券の6種類とし、端株券は発行しない。

(株式の譲渡制限)

**第7条** 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(株式の取扱い)

**第8条** 当会社の株式の名義書換その他株式の取扱いに関する手続き及び手数料等については、取締役会の定める株式取扱規則による。

(株主名簿の閉鎖)

**第9条** 当会社は、毎決算期の翌日から定時株主総会の終結の日まで株主名簿の記載の変更を停止する。

2 前項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して、臨時に一定期間株主名簿の記載の変更を停止し、又は、基準日を定めることができる。

### **第3章 株主総会**

(招集)

**第10条** 当会社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。

(招集者及び議長)

**第11条** 当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集する。

2 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。

3 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(招集地)

**第12条** 株主総会は、本店所在地において開催する。

(決議)

**第13条** 株主総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

(議決権の代理行使)

**第14条** 株主は、代理人をもってその議決権を行使することができる。ただし、代理人は1名とする

2 代理人は、総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

**第15条** 株主総会の議事については、議事録を作成し、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した取締役が記名押印して、これを10年間会社に保存する。

## **第4章 取締役及び取締役会**

(定数)

**第16条** 当社の取締役は15名以内とする。

2 取締役に欠員が生じた場合は、法定の人数を欠かず且つ業務に支障がないときは、補欠選任を行わないことができる。

(選任)

**第17条** 取締役は、株主総会においてこれを選任する。

2 当社の取締役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

3 取締役の選任については、累積投票によらない。

(任期)

**第18条** 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役)

**第19条** 当会社の代表取締役は、取締役会の決議により取締役の中から選任する。

(役付取締役)

**第20条** 取締役会の決議により、取締役社長1名を選任する。

2 取締役会の決議により、取締役副社長2名以内及び専務取締役1名並びに常務取締役若干名を置くことができる。

(業務執行)

**第21条** 取締役社長は、会社を代表し、株主総会及び取締役会の決議を執行し、会社業務の全般を統轄する。

2 取締役副社長は、取締役社長を補佐し、会社業務を執行する。

3 専務取締役は、取締役社長及び取締役副社長を補佐し、会社の業務を分掌する。

4 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が職務を代行する。

(取締役会の権限)

**第22条** 取締役会は、取締役をもってこれを構成し、法令又はこの定款に定める事項その他当会社の業務の執行を決定する。

(取締役会の招集者及び議長)

**第23条** 取締役会は、取締役社長がこれ招集し、その議長となる。

2 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(招集通知)

**第24条** 取締役会の招集通知は、会日の5日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集手続きを省略して開催することができる。

(決議)

**第25条** 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(議事録)

**第26条** 取締役の議事については、議事録を作成し、これに議事の経過の要領及びその決議の結果を記載し、議長及び出席した取締役及び監査役がこれに記名押印して、これを10年間会社に保存する

(報酬)

**第27条** 取締役の報酬は、株主総会の決議をもってこれを定める。

(相談役)

**第28条** 取締役会の決議により、相談役を置くことができる。

(取締役会規則)

**第29条** 取締役会に関する事項は、この定款に定めるもののほか取締役会規則による。

## 第5章 監査役

(定数)

**第30条** 当会社の監査役は3名以内とする。

(選任)

**第31条** 当会社の監査役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(任期)

**第32条** 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(報酬)

**第33条** 監査役の報酬は、株主総会の決議をもってこれを定める。



## 第6章 計 算

(営業年度)

**第34条** 当会社の営業年度は、4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(利益金の処分)

**第35条** 毎決算期の利益金は、定時株主総会の決議によりこれを処分する。

(利益配当)

**第36条** 利益配当は、毎営業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は質権者に対して支払う。ただし、支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払いの義務を免れるものとする。

## 第7章 付 則

(設立に際して発行する株式)

**第37条** 当会社の設立に際して発行する株式の総数は、額面普通株式600株とし、その発行価格は1株につき50,000円とする。

(最初の営業年度)

**第38条** 当会社の最初の営業年度は、会社設立の日から平成13年3月31日までとする。

(最初の取締役及び監査役の任期)

**第39条** 当会社の最初の取締役及び監査役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

(発起人の氏名、住所及び引受株数)

**第40条** 発起人の住所、氏名及び発起人が設立に際して引き受けた株式数は、次のとおりである。

(住所) 富山県富山市新桜町7番38号

(氏名) 富山市 額面普通株式300株

(住所) 富山県富山市総曲輪二丁目1番3号

(氏名) 富山商工会議所 額面普通株式100株

(住所) 富山県富山市総曲輪二丁目8番25号

(氏名) 協同組合総曲輪通り商盛会 額面普通株式30株

(住所) 富山県富山市西町3番6号

(氏名) 西町商店街振興組合 額面普通株式30株

(住所) 富山県富山市中央通り一丁目3番6号

(氏名) 協同組合中央通商栄会 額面普通株式30株

付則(平成13年度2月2日定款第1号)

この定款は、平成13年2月2日から施行する。

この定款は、平成14年6月12日から施行する。

この定款は、平成15年6月4日から施行する。